

## 岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例案に対する意見募集

岩見沢地区消防事務組合では、岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例案の内容について、ご意見を募集いたします。

### 趣 旨

近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されるサウナとは異なる、屋外等のテントやバレル（木樽）に放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が増加しております。現行の火災予防条例におけるサウナ設備の基準とはそぐわないこともあります。こうした屋外等のテント等に設置される、消費熱量が小さいサウナ設備（簡易サウナ設備）に適用される基準を新たに定める必要性があること、また、令和6年能登半島地震をはじめとする過去の大規模地震において、電気を原因とする火災が多く発生していることから、総務省消防庁では、防火安全対策に関する検討会を開催し報告書を取りまとめ、これらの内容を踏まえ火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）の一部が改正されたことに伴い、当組合においても、岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正することとしました。

### 改正内容

#### 今回の岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部を改正する条例案の主な改正事項

##### 1 簡易サウナ設備関係

- (1) テント型サウナ室又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、屋外その他の直接外気に接する場所に設ける定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものを「簡易サウナ設備」として定義しました。
- (2) 簡易サウナ設備と建築物等及び可燃性の物品との火災予防上安全な距離として、周囲の可燃物が許容最高温度を超えない距離又は当該可燃物が引火しない距離のいずれかが確保されればよいこととしました。
- (3) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けることとしました。  
ただし、薪を熱源とするものにあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより代えることができることとしました。

##### 2 一般サウナ設備関係

簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）を一般サウナ設備として定義しました。

##### 3 火を使用する設備等の設置の届出

簡易サウナ設備について、相対的に火災危険性が低いと考えられる個人が設けるもの

を除き、一般サウナ設備と同様に届出を要することとしました。

#### 4 住宅における火災の予防の推進

住宅における火災の予防を推進するための施策に「感震ブレーカー」の普及促進を明記しました。

#### 5 施行期日

改正条例については、令和8年3月31日施行を予定しています。

#### 資料の閲覧について

岩見沢消防署ウェブサイトのほか、以下の場所で資料の閲覧を行うことができます。  
なお、閲覧の対応時間は午前8時45分から午後5時30分までとなります。

	閲 覧 場 所	住 所
1	消防本部予防課	岩見沢市8条東10丁目2番地47
2	岩見沢消防署	岩見沢市栗沢町東本町19番地
3	岩見沢消防署 栗沢支署	岩見沢市北村赤川586番地の2
4	岩見沢消防署 北支署	樺戸郡月形町1047番地13
5	岩見沢消防署 月形支署	岩見沢市北本町西2丁目1番地
6	岩見沢消防署 岩見沢署 北盛出張所	岩見沢市南町8条4丁目5番地11
7	岩見沢消防署 岩見沢署 南出張所	岩見沢市中幌向町71番地7
8	岩見沢消防署 岩見沢署 西出張所	岩見沢市栗沢町美流渡栄町93番地2
9	岩見沢消防署 美流渡分遣所	

#### ご意見の募集期間

令和8年1月13日（火）から令和8年2月11日（水）まで

※郵送の場合は同日必着

#### ご意見の記入様式

ご意見記入シート（Word形式）

#### ご意見の記入上の注意

- ・ 住所・氏名（法人その他の団体にあっては、所在地・名称・代表者の氏名）を明記して下さい。
- ・ 具体的に（案）の修正文の形で、修正の理由もご記入下さい。
- ・ 締切日までに到着しなかった場合は、無効とさせていただきます。
- ・ 電話でのご意見はお受けできません。

### ご意見の提出方法

郵送	〒068 - 0008 岩見沢市8条東10丁目2番地47 岩見沢地区消防事務組合 消防本部予防課予防係 宛  ※令和8年2月11日（水）必着とさせていただきます。
直接（持参）	上記、消防本部予防課予防係までお願いいたします。
ファックス	FAX : 0126-25-1048 消防本部予防課予防係 宛
電子メール	アドレス : yobouka@city.iwamizawa.lg.jp

※ご意見の提出できる方は、次のとおりです。

- 1 岩見沢市・月形町に住所又は勤務先がある方。
- 2 岩見沢市・月形町の学校に在学する方。
- 3 意見募集（パブリックコメント）手続きに関わる事案に利害関係のある方。

### ご提出いただいたご意見の取り扱い

- ・ この手続きにより収集した個人情報については、「岩見沢地区消防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切に取り扱います。
- ・ ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。
- ・ ご意見に対しては、令和8年2月下旬頃にウェブサイト等で岩見沢地区消防事務組合の考え方を公表します。